

令和4年（2022年）7月25日

姫路市議会議長 宮本 吉秀 様

議員による不当要求行為の再発防止策等検討共同協議会
議会側代表 宮下 和也

議員による不当要求行為の再発防止策等の協議経過について（中間報告）

議員による不当要求行為の再発防止策等検討共同協議会（以下「協議会」という。）は、萩原前議長のもと、令和4年2月28日に開催された議会運営委員会における合意（決定）を受け、議員による不当要求行為の再発防止と不当要求行為に屈しない市の組織づくりを目的に、議員と理事者が共同で協議し、その方策を取りまとめるために設置されたものである。

協議会は、令和4年4月7日に第1回が開催され、これまで4回の会議を開催し、それぞれ代表として出席している議員、理事者がお互いに意見を出し合い、議員による不当要求行為の再発防止策等について協議を重ねてきた。

理事者側から提案された議員による不当要求行為に係る再発防止策等については、協議が整ったものから順次実施することとしており、一部の再発防止策等については既に実施されている。

また、協議会における協議過程等について周知するため、会議資料及び会議録を市議会ホームページで公開している。

今般、萩原議長の退任に伴い宮本議長が就任され、新議長による新たな議会構成のもと、今後の市議会の運営方針等を決定する中で、協議会におけるこれまでの協議経過及び協議が整った事項について中間報告として、下記のとおり議長に対して提出する。

記

1 不当要求行為の認定等に係る見直し（理事者側からの提案）

○協議が整った事項

- (1) 「不当要求行為のおそれ」の項目は廃止すること。
- (2) 不当要求行為の該当性等の審議機関として、副市長を会長とする庁内組織である「姫路市要望等庁内審議会」（以下「庁内審議会」という。）を設置すること。
 - ※ 運用開始後も不当要求行為の認定は、これまでどおり任命権者が実施
 - ※ 庁内審議会において判断が困難な場合は、姫路市職員倫理審査会への諮問も可能
- (3) 不当要求行為と認定した場合は、当該議員に必ず警告書を発出すること。

2 予算執行に関する議会への説明（理事者側からの提案）

○協議中の事項

議会への報告を要する基準（目安）について

※ 理事者側で、報告の必要な事案の範囲等を検討している。

3 職員倫理条例に基づく適切な職員の対応（理事者側からの提案）

○協議が整った事項

(1) 職員は、対応時における記録について全件及び早期作成を徹底すること。

(2) 議員からの要望等は、複数職員で対応すること。

(3) 市議による実質的な影響が見られる要望記録については、自治会長等の肩書に関係なく、議員からの要望として全てを庁内審議会の審議対象とし、市長に報告する。

（例）市議が同席、市議からの伝言、市議の名刺を提示された要望など。

(4) 議員は要望等を行う際は市担当者に事前に連絡を取り面会調整(当日含)を行うこと。

(5) 議員からの不当要求行為に対する実務的職員研修の充実を図ること。

○協議中の事項

議員からの要望等の際の録音開始起点の取扱い

※ 議会側の意見として、最初から録音する場合と、注意喚起や警告などの対応がとられた場合に限り録音する場合に分かれたため、再度会派に持ち帰り調整したうえで再協議する。なお、録音の実施については全会派賛成である。

4 議員による不当要求行為の未然防止対策（理事者側からの提案）

○協議が整った事項

(1) 注意喚起

議員からの要望時に、不当要求行為に該当又発展しそうな言動及び行為が見受けられる場合に所管課が「注意喚起」に努める。

(2) 事前警告

注意喚起後も改善が認められない場合や今後、不当要求行為につながる可能性がある要望を行った議員に対し、庁内審議会での審議結果に基づき、担当局と総務局が「事前警告」を実施する。

※ 議長や会派代表への報告は行わないこととなった。

[参考]※配付資料

1 会議運営等について

2 協議事項

3 不当要求事案専門委員提言概要（再発防止策）

令和4年4月7日

会議運営等について

1 目的

議員による不当要求行為の再発防止と不当要求行為に屈しない市の組織づくりを目的に、議員と理事者が共同で協議し、その方策を取りまとめるもの

2 組織

【議会】 6人

〔代表〕 宮下 和也 議員（公明党）

〔構成員〕 竹尾 浩司 議員（市民クラブ）、汐田 浩二 議員（自由民主党）、
東影 昭 議員（新生ひめじ）、森 由紀子 議員（日本共産党議員団）、
牧野 圭輔 議員（燎原会）

【理事者】 5～6人

〔代表〕 坂田 基秀 総務局長

〔構成員〕 小林 秀祐 総務部長、有末 元三 職員倫理課長、
網井 隆博 法制課長、坪山 元 法務専門員

※協議事項の内容によって、追加で担当局長が出席する。

3 会議の進め方

（1）議事の進行について

議会事務局長が担当する。

（2）協議事項について

☆ 「議員による不当要求行為の再発防止策等について」

ア 理事者側から提案のあった事項及びそれらの事項に関連する「姫路市議会議員による不当要求事案に関する報告書」に記載する専門委員による指摘事項（再発防止策）について 別紙1・2のとおり

イ 「姫路市議会議員による不当要求事案に関する報告書」に記載する専門委員による指摘事項（再発防止策）について（「ア 理事者側から提案のあった事項について」で協議した事項を除く。） 別紙2のとおり

ウ その他（各構成員からの個別提案等）

（3）施行について

原則、協議が整ったものから、順次施行することとする。

（4）会議の公開について

会議は、原則、公開とする。

（5）傍聴の取扱について

- ・一般の傍聴は、委員会傍聴に準じて、10人までとする。
- ・会議資料は、一般傍聴を対象に閲覧用資料を設置する。

（6）今後のスケジュール

月2回程度の開催を予定

協 議 事 項

1 不当要求行為の認定等に係る見直し

- (1) 「要望」又は「不当要求行為」の適正な分類と、「不当要求行為のおそれ」の廃止
- (2) 不当要求行為の認定に係る審査を行う内部組織（仮）「審査委員会」（副市長、担当局長、総務局長、法務専門員等で構成）の設置
※ （仮）「審査委員会」における審査において結論が出せない案件は、「職員倫理審査会」で改めて審査
- (3) 不当要求行為と認定した場合は、当該議員に警告書を発出

2 予算執行に関する議会への説明

箇所付け予算の内容（予定事業等）や事業規模・内容の変更等により予算の大幅な見直しが必要となる事業等に関する議会報告について検討

3 職員倫理条例に基づく適切な職員の対応

- (1) 対応時における記録について、全件及び早期作成を徹底
- (2) 複数職員による対応の徹底
- (3) 議員からの不当要求行為に対する実務的職員研修の充実

4 議員による不当要求行為の未然防止対策

不当要求行為を行おうとしている議員についての議会への対応の検討

5 議員による不当要求行為を認定した場合の対応

- (1) 議会への報告
不当要求行為と認定した場合は、議会（議長）にその旨を報告（記録簿、警告書写しの送付）
- (2) 議会の措置
議会は、当該報告を受けた場合には必要な措置を検討

不当要求事案専門委員提言概要（再発防止策）

1 不当要求対応制度について

- (長部) 市議会議員のみを対象とし、不当要求行為かどうかを分類せず、一律に職員に同一の対応をさせる、不当要求行為への対応制度を創設する。
- (斎藤) 条例等の解釈（不当要求行為の定義等）を職員、市議会議員等の間で共有する仕組みを検討する。
- (斎藤) 要望等を録音、録画等することにより、要望等記録作業の負担を軽減させる。
- (斎藤) 市議会議員による要望等の全件を市長・副市長、議会へ報告する。
- (柴田) 要望等の記録の対象者を「職員等」と広げ、一般職だけでなく特別職の職員に対するものも含められないかについて検討する。
- (柴田) 不当要求行為の定義の変更に伴うマニュアルの再整備を行う際には、正確を期するあまり慎重な表現になりすぎて職員が該当性判断を躊躇したり、不当要求行為と疑わしい要望が水面下に潜ったりすることのないように表現方法を十分検討する。
- (柴田) 今後とも公職者等に遠慮し不当要求行為と断定しづらい職員が生じる可能性は多分にある。そのような場合に備え、「不当要求行為のおそれがある」という形で問題意識を発信することを認めることは、むしろ潜在的な不当要求行為事案を表面化しやすくする効果があると思われる。その上で、職員倫理課等の他部署が当該内容を確認して適切な判断に導く（他部署による不当要求行為の判断という制度を設ける、他部署の判断により第三者機関へ諮問するルートを設ける）ための仕組みを構築する。
- (柴田) 一般職員から副市長、市長に至るまで、不当要求対応制度について、十分に内容を理解し、再発を防止できるような研修等を行う必要がある。

2 不当要求行為の認定について

- (長部) 市議会議員の要望等の全件について、不当要求行為に当たるか否かを職員以外の第三者機関（職員倫理審査会）に判断させる。
- (斎藤) 不当要求行為の認定方法を見直す。
- (柴田) 不当要求行為の定義について、正当な理由がない要望で、「特定の者に対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること」「職務上知り得た秘密を漏らすよう求めること」「執行すべき職務を行わないよう求めること」といったものについても範囲に含め、職員が主観的な評価をせずとも該当性が判断できるよう規定を変更する。

3 要望等への対応について

- (斎藤) 団体からの要望時において当該団体の合意形成（ガバナンス）の仕組みを確認するとともに要望書への要望決議日の記載を求める。

4 内部通報制度等について

- (長部) 職員による内部告発の受け皿として、職員倫理審査会を内部通報窓口の一つに追加する。
- (斎藤) 不正やルール違反を察知した職員の「駆け込み寺」機能を強化する。
- (斎藤) 日常業務のなかでルール違反を排除する仕組み（内部通報制度の機能充実等）を検討する。
- (斎藤) 内部統制システム、リスクマネジメント、内部通報制度の体系の点検等を行う。

5 予算執行等について

- (斎藤) 優先順位を付けた業務実施（予算執行）ルールの策定を検討する。
- (斎藤) 会計処理基準、契約（発注）基準の見直し等を行う。

6 情報公開について

- (長部) 市議会議員によってなされた要望等の全件を市のホームページで公表（氏名・具体的内容）

7 組織体制について

- (長部) 職員倫理審査会の委員について、犯罪の成否やその後の手続、立件の可能性について適切な助言を行うことができる者として警察OBを登用することを検討する。また、市の主要な部署に少なくとも1名ずつ法務専門員を配置する。
- (斎藤) 一定規模の重大事業において、組織横断的なプロジェクト運営を行うことにより情報共有（リスク発生状況等）、機能的役割分担、内部牽制等を実現する。
- (斎藤) 副市長・局長級に権限と責任が集中することから生まれる弊害を除去する仕組みを検討する。

8 市議員との関係について

- (斎藤) 市議会議員による要望時のルールを作成する。
- (斎藤) 市議会議員が、予め要件を告げず、緊急に職員を呼び出す行為や長時間にわたる要望等を行うことを規制する。（過度の制限は、市民の負託を受けて行政を監視する責務を担う市議会議員の正当な活動を阻害するおそれがあることに留意）

9 その他

- (斎藤) 外部監査機能の強化と内部監査機能の充実を行う。
- (斎藤) 法令違反者の公正かつ透明性をもった処分を実施する。